

サービスC(短期集中予防サービス)利用の流れ

①地域包括支援センターへ相談



できなくなった日常生活での
困りごとを確認します。



「地域包括支援センター」が手続きをすすめます

②アセスメント

現在の生活状況、意向や心身の状態確認を行います。

③ケアプラン作成

日常生活課題を明確化し、目標を設定します。利用する事業所を選定し、
受け入れ調整を行います。
暫定ケアプランを作成します。

④利用の申請

申請に必要な書類を市に提出します。

⑤利用決定通知

市から利用決定通知書が郵送されます。

⑥サービス担当者会議の開催

本人、家族、ケアマネジャー、サービス
C事業所職員が集まり、ケアプランの目
標やそれぞれの役割を共有します。



「事業所」が各プログラムを実施します

⑦サービスの利用

目標の達成に向けて、各プログラム内容に沿って実施し、ご自宅での
セルフケア※1の定着に取り組みます。

- ・事前アセスメントの実施
- ・各プログラムの実施
- ・事後アセスメントの実施

※1セルフケア=自己管理

自身の健康に目を向けて、「**健康づくり**」と「**介護予防**」の取り組みを
意識した生活習慣を**自分自身**で実践できるようになることをいいます。

健康管理や**運動**、**食生活**、**口腔ケア**などを自分自身で取り組めるよう
になることを目指します。

※通所型サービスC(運動器の機能向上プログラム)では、事前と事後に
ご自宅へ訪問し、生活動作の確認をします。

⑧事後アセスメント

プログラム終了後、包括支援センターが目標達成状況等を確認します。

終了後、セルフケアの取り組みを継続しましょう。
「家庭内の役割が増える」「趣味活動の再開」
「地域の集まり※2への参加」「ボランティア
活動」など新たな目標に向かって、自分らしい
生活をしていきましょう！

※2地域の集まり(例)

- ・ときめき週1クラブ
- ・ふれあい・いきいきサロン
- ・地域ふれあいルーム

次のステップへ!